

化学物質を将来にわたって法
律によって如何に管理してい
くか

化学物質を法的に管理するとは どういうことか

- 経済学や理工学との視点の違い
- 法律的な考え方
- 環境法とは？
- Responsible Careの考え方
- 規制と事前抑制
- 具体例としての化審法

化学物質の製造及び製造等の 規制に関する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する
法律(化審法)

- 歴史的概要
- 目的
- 規制の内容
 - A)対象
 - B)態様
 - C)罰則規定

- 目的 「難分解性で人の健康を損なうおそれのある化学物質による環境汚染の防止」(1条)



本法の対象



規制の内容

● 歴史的概要

PCB汚染対策と「クローズド・システム」の実現



OECD勧告としてのOECD化学品テストガイドラインの採択
規制対象外の化学物質に対する危惧

具体的な規制態様

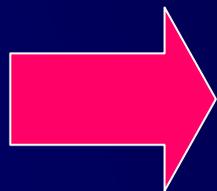
● A) 対象 新化学物質、第一種化学物質、指定化学物質および第二種化学物質、既存化学物質

● B) 態様 事前審査制度(3条)、製造・輸入の許可制、使用用途の制限、製造数量・輸入数量の公表、国の安全性の点検

● C) 罰則規定



直罰主義(5条)、措置命令等……



法律に関する問題点の発生



改正

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)

- PRTTR法の概要
- 歴史的概要
- 規制の態様
- 長所
- 短所(問題点)

PRTR法の概要

● PRTRとは？

(Pollutant Release and Transfer Register)

事業者が、工場、事業所における対象化学物質ごとの環境中への排出量や、廃棄物としての場外への移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、それを公表する制度

Pollutant
(環境汚染物質)

大気中 Release (排出)

原料



工場
(保有)

製品

廃棄物、下水道により
場外搬出 Transfer (移動)

公共用水域
Release (排出)

土壌中: 地下浸透・埋立て
Release (排出)

Register (登録)

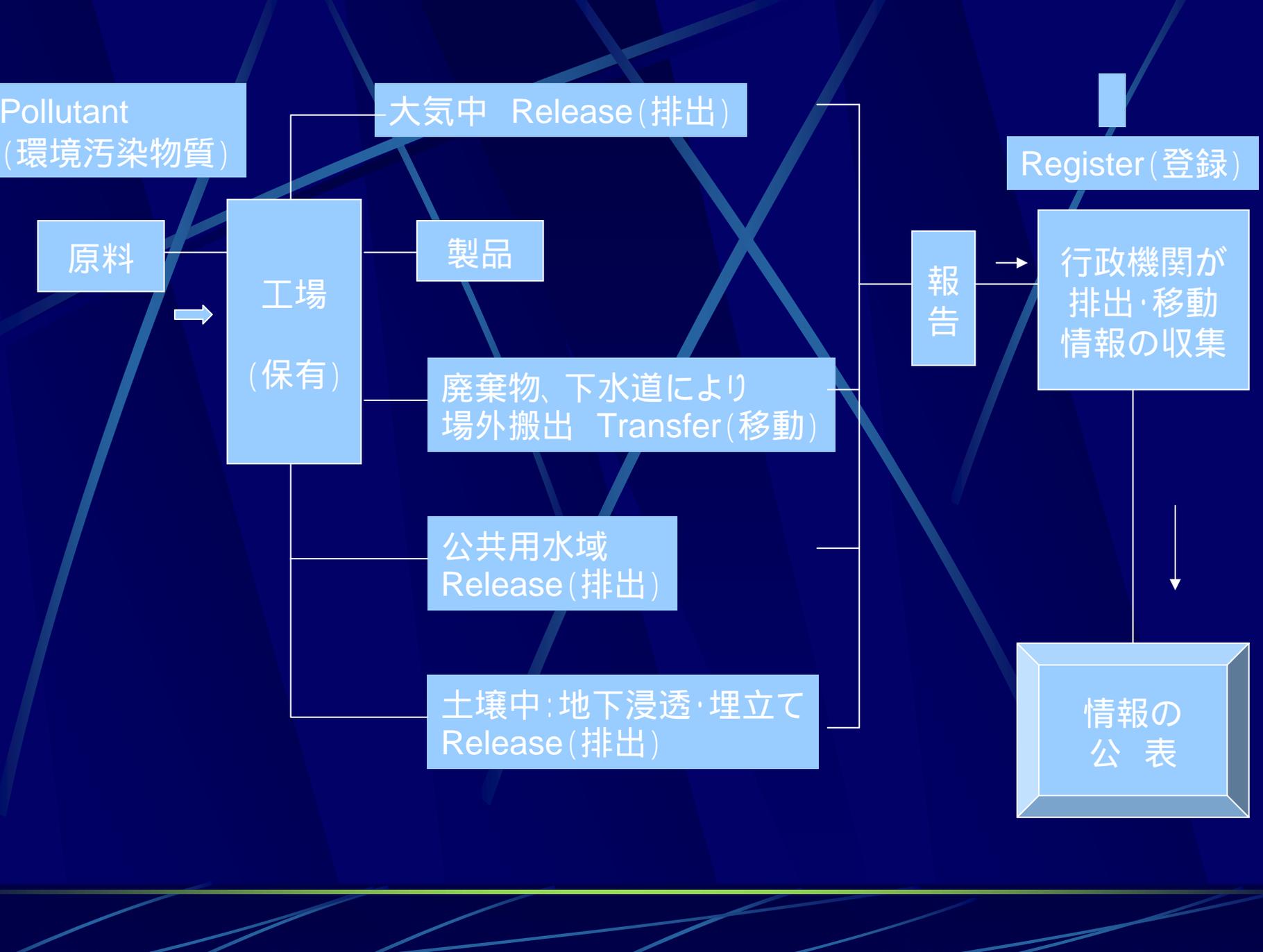
報告



行政機関が
排出・移動
情報の収集



情報の
公表



● P R T R 制度の必要性

A) 未然防止の観点から、可能な範囲で環境リスクの低減を図っていく必要がある

B) 製造・使用・排出・廃棄等の段階や環境経路ごとの規制や、ある化学物質が人や物に与える影響を総合的に評価した上で対策を行うべき

歴史的制定経緯

- アメリカ、カナダ、英国、オランダなどで導入され1996年のOECD勧告による導入勧告
- 未然防止の観点からの環境保護に対する意識の高まり

PRT法の主要点

事業者は化学物質の環境への排出量や廃棄物の移動量の把握と国への届け出を義務づける

国はそのデータを基礎に業種別、地域別に公表する

国は小規模事業者等からの発生量も推計して公表する

国民からの情報開示請求があれば営業秘密を確保しつつ、個別事業所のデータも公表する

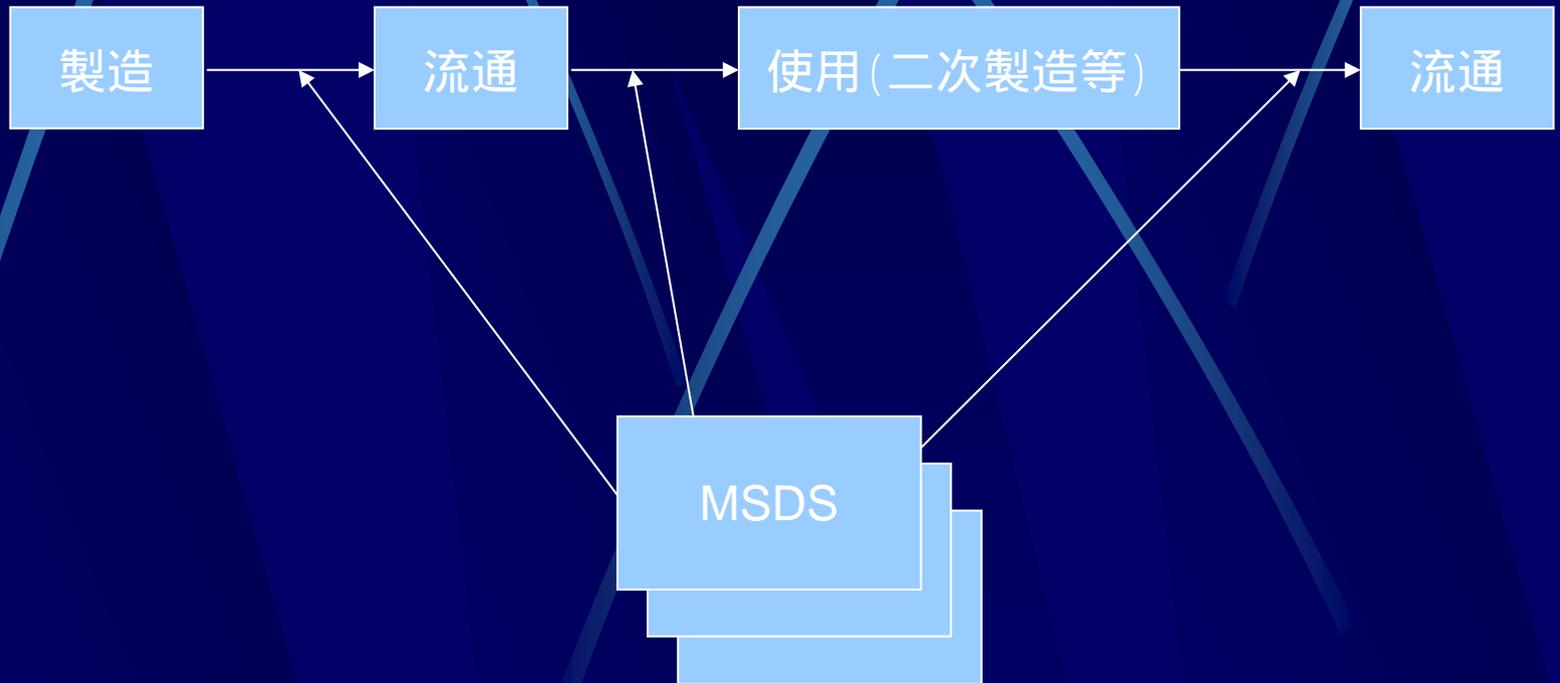
化学物質の譲渡などの際、MSDSを添付するように事業者は義務づける

MSDSとは？

- MSDS ; Material Safety Data Sheet

 化学物質の製造者が、その性状及び取り扱い等についてユーザー企業に伝達するためのデータシート

MSDSのシステム



- PRTR法の目的－「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促し環境保全上の支障未然に防止する」(1条)
- 対象化学物質－ 「第一種化学物質」、
第二種化学物質

現在PRT法に期待されている 点

- 企業側のリスクの管理への利便性
- 地域住民との対話の可能性
- 未然防止という新しい観点の登場
- これによる公害の事前防止
- 環境負荷の低減を統合的に行うことが可能となったこと

PRT法の問題点

- 営業秘密とは何か？(6条)
- 地方自治体との関係をどのように調整すべきか？
- 環境リスクに関する情報提供(1条)
- 秘密情報の判断権者
- 規制態様
- 過料の安さ

既存の規制態様の問題点

・エンド・オブ・パイプの規制システム



エンド・オブ・パイプとはこういった
規制システムか

・ではこのようなシステムの是正として考えら
れる手段は



化学物質の流入部分からの把握

エンド・オブ・パイプシステムと包括的規制手段の違い



化学物質をこれから将来に向
かってどのように管理していくべ
きなのか



現在のP R T R法をよりよい制度としていく
にはどうしたらいいのか

企業、政府、住民の三者の関係を改善していくこと

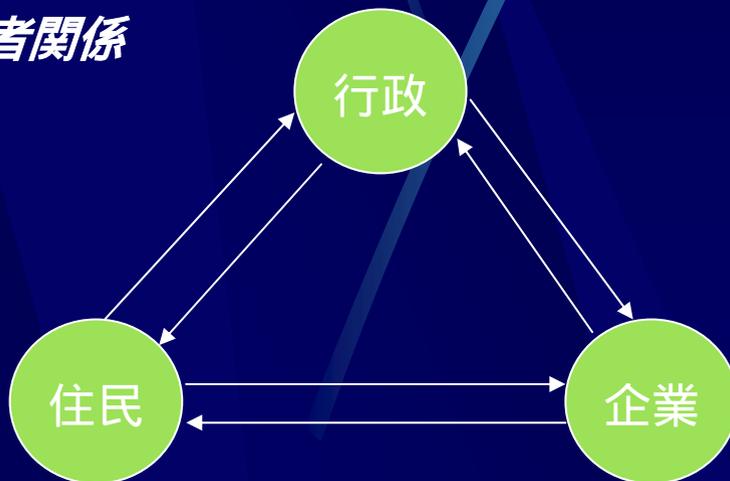
- 住民側－化学物質に関する知識や関心を向上させる
- 企業側－モラルの向上
- 行政側－あくまで住民と企業をつなぐ役割に徹する

住民、企業、行政の現在の三者関係 と理想の三者関係

現在の三者関係



理想の三者関係



ではこのような関係を作り出す
ためにはどのようにしたらいい
のか？



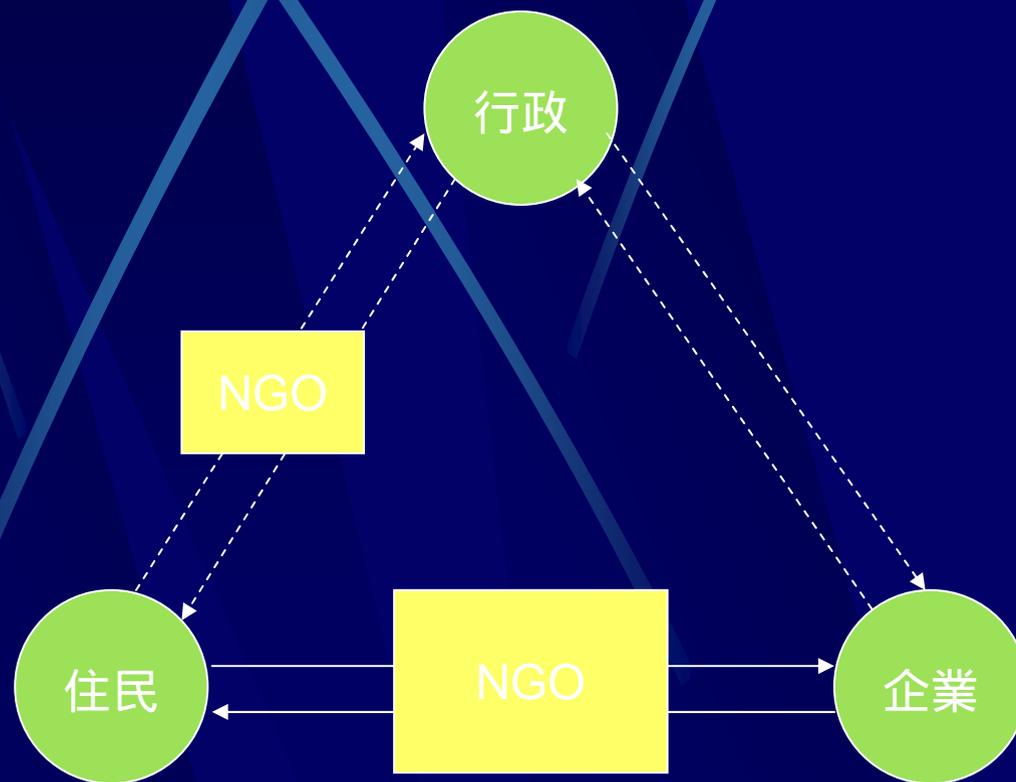
NGO、NPOを住民の仲介役とすることで制度を円滑にする



NGO、NPOを支援、発展させていく政策が必要

NGOの仲介が入ると……

- ・NGOが行政や企業と住民の間に入り情報理解の手助けや促進を行うことが考えられる



将来における既存のPRTR法 のそのものの改善

- 情報の不存在と過料に関しては立法論
- 秘密情報に関しては適用要件の適切化
- 判断権者としての独立した委員会等の設置
- 企業側だけでなく行政側等統合的な情報処理による環境リスクベースの情報提供

将来における行政側のとるべき 政策

- NGOやその他の非政府組織への補助
- 企業側に対する講習会等のPRTR法への理解の促進